



1. 施策等の動向について
2. 障がい福祉サービス提供時に係る留意事項について
3. 令和6年度自立支援給付報酬改定について
4. 令和6年7月地域生活支援事業報酬改定について

令和6年6月21日
障がい福祉課





1. 施策等の動向について

内容

- (1) 障がい者基本計画・障がい福祉計画について
- (2) 本市独自施策等について
- (3) 補助金施策について
- (4) その他



(1) 障がい者基本計画・障がい福祉計画について

本市では、障がい者の自立及び社会参加の支援施策の推進を図るための「第2次高槻市障がい者基本計画(R3～8年度)」、障がい福祉サービス等の提供体制等の確保を目的とする「高槻市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(R6～8年度)」に基づき、施策の推進に取り組んでいます。

(障がい福祉計画における主な取り組み)

- 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 地域生活支援の充実
- 福祉施設から一般就労への移行 等



(2)本市独自施策等について ～重度障がい者支援施策～

○重度障がい者への市独自加算（共同生活援助・日中一時）

重度障がい者や重症心身障がい者、医療的ケアが必要な利用者にサービス提供を行う場合に、報酬への加算を実施

○重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業（R4年4月開始）

重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、通学や学校内での排泄や食事等の支援を実施

○雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業（R5年2月開始）

重度障がい者が就労する場合に、通勤や職場における支援（排泄や食事等）の支援を実施。民間企業にお勤めの場合、雇用先がJEED（独立行政法人高齢・障害求職者雇用支援機構）の助成金を活用する必要があります。



(2)本市独自施策等について～工賃向上施策～

○高槻市就労支援事業の生産活動拡大支援事業

(前年度まで障がい者工賃向上アドバイザー派遣事業)

※たかつき授産事業共同受注ネットワークへ委託

事業所の生産活動を向上させることを目的として実施

- ①仕事のマッチング ②セミナー開催、個別アドバイザー派遣
③「たかつき〇まるしえ」の強化・充実に向けた取組

○高槻市就労支援事業の生産活動拡大支援補助金

生産活動等の転換等に必要な経費を補助し、工賃向上効果の早期発現を図る

1. 対象	就労継続支援B型事業所
2. 要件	・工賃向上に関する具体的な事業計画を作成 ・新規事業等に取り組む
3. 補助の対象	生産活動の転換等に必要な経費 (人件費、光熱水費、賃借料、利用者の工賃などランニングコストは除く)
4. 交付額	補助対象経費の2分の1(消費税除く) 50万円を上限／事業所



(3) その他補助金施策について ～事業所体制支援施策～

((★)は福祉相談支援課所管)

○相談支援従事者研修補助金(★)

相談支援専門員の研修受講費用を補助

○特定相談支援事業所開設経費等補助金(★)

新規事業所の開設費用を補助

○障がい福祉サービス従事者養成研修費補助金

サービス提供体制の確保や従事者の知識等の向上を目的に以下の

①～⑤の研修費用の一部を補助

- ①喀痰吸引等研修 ②強度行動障がい支援者養成研修
- ③行動援護従事者養成研修(追加) ④同行援護従事者養成研修
- ⑤移動支援従事者養成研修(補助基準額増額)

※各補助金の詳細は、別添資料を参照ください。



(4)その他

○ 社会福祉施設等施設整備補助金

国の補助対象となる事業のうち、市が補助金を負担して整備を強く推進すべき事業について、庁内審査会に諮ったのち、国庫協議を実施します。補助金を活用した施設整備を検討している事業所におかれましては、メールにて意向確認を行いますので、ご確認いただきますようお願いいたします。補助対象となる事業は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」を参照ください。



2. 障がい福祉サービス提供時に係る 留意事項について

内容

- (1) 支給決定に関する事項について
- (2) 介護給付費等の請求について
- (3) 地域生活支援事業に関して



(1) 支給決定に関する事項について

○受給資格（決定サービス、有効期間、支給量等）の確認

サービス提供に当たっては、利用者から受給者証の提示を受けてください。

種類	対象サービス	証の色
障害福祉サービス	居宅介護・短期入所・生活介護・就労系サービス・GHなど	黄色
地域相談支援	地域移行・地域定着	朱色
療養介護医療	療養介護	桃色
地域生活支援	移動支援・日中一時・地域活動支援センター	橙色

受給者証を確認できない場合、市や計画相談支援事業所に電話などの方法で確認してください。



(1) 支給決定に関する事項について

○受給者証更新・申請勧奨(少なくとも年1回は受給者証の更新が必要)

☆受給者証の有効期間※の終了は、原則、利用者の誕生月の翌月末です。

☆受給者証の申請から交付までの期間は、計画相談支援事業所が作成する計画案が必要な場合、概ね1ヶ月ほどです。

☆あらかじめ利用者の支給決定の有効期間を把握するとともに、利用者の誕生月になれば、申請勧奨へのご協力をお願いします。

障がい福祉サービス利用者が年々増加する中、更新に係る申請手続き等に遅れがあると、期限内の手続き完了が困難となり、請求に間に合わない場合があります。申請勧奨へのご協力をお願いします。

※施設入所、GH、就労系サービス利用者や18歳、65到達する年はこの限りではありません。
必ず受給者証の確認をお願いします。



【参考(障がい福祉サービス受給者証一部抜粋)】

(二) 介護給付費の支給決定内容

障害支援区分	
認定有効期間	1
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	2
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	2

(六) 利用者負担に関する事項

負担上限月額	
適用期間	3
食事提供体制加算対象者	
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	

次のうち、最も早く期限を迎える時期が受給者証の更新時期です。

- ① 障がい支援区分の有効期間(3年以内)
- ② サービスの有効期間(居宅介護等は1年以内、生活介護等は3年以内)
- ③ 利用者負担の有効期間(1年以内)



(1) 支給決定に関する事項について

○受給者証の申請手続き窓口

<新規・追加・変更申請>

新規の利用、サービスの追加、支給量の変更に係る申請は、来庁での手続きと 聞き取りが必要です。受付窓口は、重度訪問介護、身体介護、家事援助を初めて利用する(新規・追加)の受付は福祉相談支援課(⑭番窓口)、その他は障がい福祉課(⑬番窓口)です。

<更新申請>

原則として郵送での手続きを推奨しています。更新期日の概ね2か月前に、市から利用者に向けて更新の案内と申請書等の書類を送付しますので、サービス提供事業所は手続き状況の確認と申請勧奨をお願いします。なお、個別の事情により更新手続きにあたり聞き取りが必要な利用者については、来庁での手続きを求める場合もあります。

サービス名	新規	追加	変更	更新
重度訪問介護	福祉相談 支援課	福祉相談 支援課	障がい 福祉課	郵送 (障がい 福祉課)
身体介護				
家事援助				
通院等介助	障がい 福祉課			
短期入所・日中一時・移動支援				
生活介護・自立訓練				
施設入所・GH・療養介護				
就労系サービス				



(1) 支給決定に関する事項について

○就労系サービスの在宅利用

1. 対象サービス	就労移行支援・就労継続支援
2. 利用要件	・利用者が在宅でのサービス提供を希望すること。 ・在宅でのサービス利用による支援効果が十分に認められること。
3. 利用手続き !!必ず事前申請!!	①【利用者→市】支給変更申請書を提出(利用計画案・セルフプランは不要) 【事業者→市】所定の「在宅利用に係る支援計画書(別添)」を提出 ②【市→利用者】特記事項に在宅利用可と記載した受給者証を交付 ③【利用者→事業者】受給証を確認のうえ、在宅利用開始
4. 更新手続き	更新手続き毎に事業所から「在宅利用に係る支援計画書」の提出が必要
5. その他	在宅利用中は、就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドラインに基づき支援を行うこと ・在宅で実施した訓練内容・支援内容・訓練状況・訓練状況の記録 ・1日2回は連絡し助言・確認等の支援を行い日報を作成 ・必要な時は随時訪問・連絡による支援が提供できる体制の確保 ・原則として月に1日は職員の訪問又は利用者の通所による訓練目標達成度の評価の実施など



(1) 支給決定に関する事項について

○標準利用期間を超える延長申請

1. 対象サービス	就労移行支援・自立訓練など ※就労定着支援は不可(標準利用期間3年、就職後3年6か月まで)
2. 利用要件	・サービスの延長利用が必要な特別な理由があること。 ・延長利用による効果が見込まれること。 ・市町村審査会の個別審査においてその必要性が認められること。
3. 利用手続き !!必ず事前相談!!	①【事業者→市】電話事前相談(概ね期間終了の2か月前頃) ②【利用者→市】更新申請書を提出(利用計画案・セルフプランも必要) 【事業者→市】次の3点を提出 ・「標準利用期間限定サービスの支給期間更新についての事業所意見書」 ・利用期間中の個別支援計画書(支援内容や支援方針が記載された書類) ・利用者本人作成の「申出書」
4. その他	延長はあくまで例外的措置で最大1年間(原則1回)です。 事前相談後、利用手続きに必要な様式をメールで送付します。



(1) 支給決定に関する事項について

○日中活動サービスの月あたりの利用日数について

1. 対象サービス	日中活動サービス(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センター(Ⅱ型・Ⅲ型))
2. 原則	・一月に利用できる日数(支給量)は、各月の日数から8日を控除した日数「原則の日数」を上限とすることが基本です。 ・事業所やサービス種別が異なっても、全日中活動サービスの総和で「原則の日数」を超えての利用はできません。 ・複数の事業所と契約する利用者については事業所間で利用日数の調整が必要です。
3. 例外 !!必ず事前確認!!	・事業所指定を受ける自治体(高槻市の場合は福祉指導課)に日特の届け出を行っている場合は、単月において「原則日数」を超える利用が可能です。 ・この場合も、1年間の利用日数の総和が原則日数の総和を超えないように調整が必要です。

【日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について(平成18年9月28日付障障発第0928001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)】参照



(1) 支給決定に関する事項について

○支給量の変更適用時期

1. 原則	原則、変更を決定した月の翌月1日からです。 支給決定は毎週1回、以下のスケジュールで行います。 <table><tr><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th></tr><tr><td></td><td>計画案✕</td><td>申請✕</td><td>決定日</td><td></td></tr><tr><td>最短適用日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	月	火	水	木	金		計画案✕	申請✕	決定日		最短適用日				
月	火	水	木	金												
	計画案✕	申請✕	決定日													
最短適用日																
2. 例外	緊急を要する場合など、やむを得ない事情がある場合、変更申請のあった月から適用することがあります。 緊急度などの判断については、窓口における聞き取りにより行いますが、事前の電話連絡の有無についても考慮しますので、変更の必要性を把握した時点で速やかに連絡いただきますよう、ご協力をお願いします。															

【事務処理要領第2Ⅶ11(3)】参照



(1) 支給決定に関する事項について

○暫定支給決定

1. 対象サービス	就労継続支援A型、就労移行支援、自立訓練
2. 概要	決定サービスが利用者に適したものであるかを評価(アセスメント)するための期間
3. 期間	サービス開始日の属する月の翌月末 ※高槻市では本支給期間に暫定支給期間を含む決定をしています。
4. 提出内容及び提出期限	支給決定期間の終了日の2週間前までにアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果を市に提出
5. 期間終了後の手続き	《利用が適当》自動的に本利用へ移行するため手続き不要 《利用が不適》支給決定の取り消しに伴い、関係各所との連絡調整会議等その後のサービス利用について調整が必要

【事務処理要領第2Ⅶ5(2)～(5)】参照



(1) 支給決定に関する事項について

○グループホーム入居者の通院等介助について

1. 原則	グループホーム入居者の通院時の付き添いは、原則として、日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することとされています。
2. 例外	回数や拘束時間等の問題で当該事業所が対応しきれない場合に限り、以下の要件を満たす範囲で市が支給決定を行うことがあります。
《決定上の制限》	① 区分1以上、かつ、慢性疾患等の障がい者であって、医師の指示により、定期的に通院が必要とされていること。 ② 個別支援計画に通院が位置づけられていること。 ③ 月2回以内であること。

【ケアホームにおける重度障害者への支援等について(平成19年2月16日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)】参照



(1) 支給決定に関する事項について

○居宅介護(家事援助)での「視覚障がい者への代筆・代読支援」について

1. 対象者	障害の特性から視覚的支援を必要する方で、単身等、同居家族の支援者が不在の方。利用にあたり障がい支援区分認定が必要。
2. 支援内容 支給量	支援内容は日常生活に必要な範囲に限る。 標準支給量は週1回30分。
3. 内容具体例	「日常生活に必要な範囲」の具体例 ・郵便物全般の代読(整理も含む) ・電化製品等の取扱説明書の代読 ・買い物や食材等のメモの代筆 ・日常生活に必要な買い物代行(ネット注文・宅配サービス注文)のためのパソコン操作やカタログ等の代読、注文用紙等の代筆(商品は本人が選択) ※以下のような目的では利用できません。 ・金銭を伴う契約書や医療機関等での同意書の代筆 ・特殊なスキルが必要なもの(パソコンスキル、言語能力等) ・経済活動、政治活動及び宗教団体の布教活動に関するもの ・その他、社会通念上適当でないもの



(2) 介護給付費等の請求について

○居宅介護等（居宅介護、同行援護、行動援護）の所要時間

- 1日に複数回算定する場合は、概ね2時間以上の間隔が必要
- 「30分未満」を算定するには、20分以上のサービス提供が必要
- 「1時間未満」を算定するには、50分程度のサービス提供が必要
- ここでいう所要時間とは、実際に居宅介護、同行援護、行動援護を行った時間であり、これらのサービス提供のための準備に要した時間等は含まれません。

【留意事項通知第2の2(1)③】参照

○サービスの重複提供

- 同一日に複数の日中活動サービスの算定は不可
- 同一時間帯に複数のサービスの算定は不可
日中活動サービスの利用時間帯に他の居宅系サービスの算定は不可
複数の居宅系サービスの同一時間帯の算定は不可（身体介護と家事援助の同時利用は不可）
- 本人不在の居宅を訪問して家事援助を行った場合の算定は不可
（本人の安否確認、健康チェックなども併せて行うべきであるため）

【留意事項通知第2の1(2)】参照



(2) 介護給付費等の請求について

○ヘルパーの二人派遣について

1. 対象サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援として提供される居宅介護等、移動支援
2. 利用手続き !!必ず事前申請!!	①【利用者→市】二人派遣申請書を提出(利用計画案・セルフプラン要) ②【市→利用者】支給量欄に二人派遣可と記載した受給者証を交付 ③【利用者→事業者】受給証を確認のうえ、二人派遣開始 ※身体介護や重度訪問介護の場合、入浴など二人派遣が必要な部分に限って決定するため、二人派遣の決定部分を確実に確認したうえでサービス提供を行ってください。
3. 支給量	二人派遣決定部分のみを2倍とした時間(※移動支援を除く)
4. その他	支給量の範囲内であっても二人派遣決定部分以外を二人派遣でサービス提供することはできません。 状態の変化等により二人介護が必要性の有無に変化があった場合は、変更申請を行うように勧奨してください。

【報酬告示別表第1の1注10】及び【厚生労働大臣が認める要件(平成18年厚労告第546号・第1号)】参照



(2) 介護給付費等の請求について

○二人派遣の受給者証の記載について

サービス	時間数の考え方	記載例
居宅介護 重度訪問 介護	二人派遣が必要な部分に限り 実際の支援時間を2倍とした時間	身体介護40時間/月 二人派遣可 →二人派遣部分を詳細に確認する必要あり 例1) 食事介助20時間(一人派遣)、入浴10時間(二人派遣) 例2) 食事介助10時間(一人派遣)、入浴15時間(二人派遣)
行動援護	実際の支援時間を2倍にした時間	行動援護80時間/月 二人派遣可 →本人が使える時間は40時間(40時間×2人)
移動支援	実際の支援時間の通り	移動支援40時間/月 二人派遣可 →本人が使える時間は40時間(40時間×2人)



(2) 介護給付費等の請求について

○区分の変更に伴う請求について

- 月の途中で障がい支援区分が変更された場合の報酬区分の適用については、月単位の適用とせず、変更の前後におけるそれぞれの区分に応じて日単位で報酬区分を適用し、算定してください。

○上限額管理について

- 利用者負担上限月額を超える可能性がある利用者については、受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄に「該当」と記載されています。
- 上限額管理者を決定した場合は、上限額管理事務を行った月の月末までに「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」の提出が必要です。

(六)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	食事提供体制加算対象者
適用期間	
食事提供体制加算対象者	
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	

この部分に上限額管理対象者であれば、「該当」と記載されます。対象者で無い場合は、何も表記されません。



(2) 介護給付費等の請求について

○過誤請求について

- 確定した請求内容に誤り等があり、請求をやり直す場合は、過誤申立を行うことで、実績の取り下げ処理を行うことができます。
- 実地指導後に過誤申立による再請求を行う必要が生じた場合には、事前に障がい福祉課までご連絡ください。(なお、通常の過誤申立書の提出にあたっての事前連絡は不要です。)
- 同月過誤をご希望の場合には、前月の25日まで、25日が土日祝の場合には前日の開庁日までに過誤申立書を障がい福祉課までご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。



【高槻市ホームページのご案内です】

障がい福祉・障がい児支援事業者の方へ

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/36/2502.html>

高槻市 Takatsuki City

本文へ 閲覧者補助 Foreign Language

暮らし・手続き 子育て・教育 医療・健康 高齢・福祉・介護 文化・スポーツ・見どころ

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け](#) > [福祉事業](#) > [障がい福祉・障がい児支援事業者の方へ](#) > [介護給付費・訓練等給付費（障がい福祉サービス等）の過誤申立手続き](#)

介護給付費・訓練等給付費（障がい福祉サービス等）の過誤申立手続き



ページID：002502 更新日：2022年3月22日更新 [印刷ページ表示](#)

過誤申立の手続きについて

支払が確定した請求情報に誤り等があるなど何らかの理由で実績を取り下げる場合には、「過誤申立」を提出する必要があります。



AI（人工知能）は
こんなページをおすすめします

[児童扶養手当のご案内](#)

[幼稚園・保育所等に関する様式集
（保護者向け）](#)

[介護機関申請書等様式
ダウンロード](#)

[水道メーターの検針](#)



(2) 介護給付費等の請求について

〇よくあるエラー・問い合わせ

エラー・問い合わせ内容	確認すべき内容・回答
受給者情報の登録がないことによるエラー	請求した内容と交付済の受給者証の決定内容は一致しているか？ その受給者証を元に請求しているか？ ※受給者証の到着前に市に内容確認をして請求したとしても、国保連で管理している受給者情報の登録が完了していないとエラーになる！
自己負担上限額管理者情報の登録がないことによるエラー	請求した内容との交付済の受給者証の上限管理者情報は一致しているか？ ※上限管理者情報を登録する場合は、「上限額管理依頼票」の提出が必要。
サービスコードの入力誤りによるエラー	サービスコードを確認する。
既に支払いが確定した請求内容に誤りがあった	過誤申立書を障がい福祉課に提出し、再請求が必要。
日中活動サービスのサービスと居宅介護のサービス提供時間が重複して請求	サービス提供実績記録票を確認し、実際にサービス提供をされたサービスで請求する。



(3) 地域生活支援事業に関して

○移動支援の所要時間について

- 1日に複数回算定する場合は、原則として概ね2時間以上の間隔が必要
- 間隔が2時間未満となる場合は、1回の移動支援として合算して算定
- 「30分未満」を算定するには、15分以上のサービス提供が必要
- 「1時間未満」を算定するには、45分以上のサービス提供が必要
- サービス提供時間とは、実際に移動支援を行った時間であり、これらのサービス提供のための準備に要した時間等は原則含まれません。
- 理・美容院、映画館などの施術中、鑑賞中の時間は、原則、算定対象外ですが、障がい特性上、常時支援が必要な場合は、所要時間として算定を認める場合がありますので、「移動支援のサービス提供について(報告)」をサービス提供前に提出してください。(報告様式はホームページに掲載)



(3) 地域生活支援事業に関して

○移動支援の利用方法について

- 社会参加としての余暇活動等のための外出支援であるため、通勤、通学、定期通院といった通年かつ長期にわたる外出には原則利用できません。ただし、介護者の病気等により一時的に介護が困難な場合等は、事前にご相談下さい。
- サービス提供事業者が企画する講演会等イベントの参加には利用できません。
- 障がい児者団体、親の会、保護者会等、サービス提供をしない団体等が企画するイベントの参加には利用できます。
- 急病やケガ等による突発的な通院には利用できます。

(定期的な通院に切り替わる場合には、通院等介助をご利用ください。)

その他、お問合せの多い内容を次のページで一覧にしています。
利用に当たって不明な場合は、サービス提供前にご相談ください。



＜移動支援事業の運用の考え方＞

サービス内容	提供の可否	サービス内容	提供の可否
散歩(近所)	可	学校等への 通学送迎	要相談 (保護者の病気等を理由に やむを得ず保護者が対応で きない時に期間を限定して の利用を認めている)
レジャー	可		
市役所等への手続きの 同行	要相談 (原則通院等介助で対応)		
プール・ スーパー銭湯	事業所として受入れが可能 であれば可。スイミング教室 については、習い事の項目 で対応。	布教等 宗教活動	原則不可
飲食店	可 ただし、ヘルパーがアルコール 類を摂取することは不可。		
宿泊を伴う 外出	要相談 宿泊施設内での介助等は原則 対象外。		
単発の通院 (突発的な通院)	可	営利活動(就労を始め、金銭 の授受がある場合を含む)	不可
定期的な通院	不可(通院等介助で対応)	日中活動系障がい福祉サー ビス事業所への通送迎	要相談
		習い事	要相談
		理髪店・美容院 映画館	往復に移動支援を利用する ことは可能。中付きの支援 については、個々に必要性 を精査のうえ可否を決定す る。



(3) 地域生活支援事業に関して

○地域生活支援事業の請求時のよくある誤りについて

- 受給者証の有効期間外の利用分が請求されている。
- 明細書と実績記録表の合計時間等が合致しない。
- 請求書の「請求事業者の住所」、「名称」、「職・氏名」、「印」が、本市に別に届け出ている債権者登録の内容と合致しない。
(「事業者の住所変更」、「代表者の変更」等があった場合は、別途届出が必要です。)
- 移動支援事業について、「身体介護あり」、「身体介護なし」の区分を誤っている。
- 受給者証番号が介護給付の受給者証番号になっている。
- 移動支援事業の実績記録表の電子データの入力時に以下のような誤りがある。
サービス提供月や請求月の誤りがある。
派遣人数の入力が「0」もしくは空欄になっている。
(必ず派遣人数の「1」もしくは「2」の入力をお願いします。)



3 令和6年度自立支援給付報酬改定について

○地域連携推進会議について(共同生活援助、施設入所)

「令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定 主な改定内容」より抜粋。

①利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議をおおむね1年に1回以上、運営状況を報告すると共に、必要な要望、助言等を聴く機会も設けなければならない。

②会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

③①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※令和6年度は努力義務、令和7年度より義務。

※詳細は令和6年4月24日厚労省発出「地域連携推進会議の手引きについて」を確認ください。

⇒当該会議の開催に係る参加者調整の方法等について、今年度中に本市より事務連絡を行う予定です。既に今年度内の開催を予定されている事業所におかれましては、障がい福祉課まで事前連絡をお願いいたします。

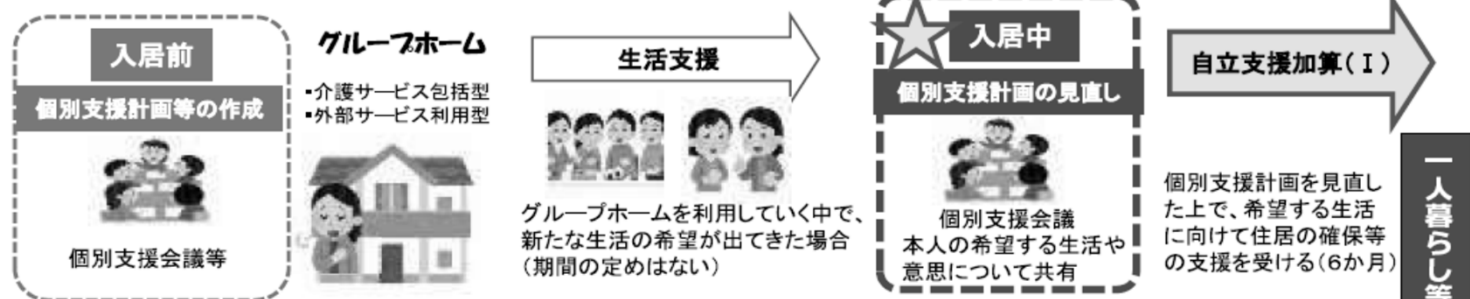


3 令和6年度自立支援給付報酬改定について

○共同生活援助 GHから一人暮らしに向けた支援の充実等

- ・今回新設された「自立支援加算(Ⅰ)」、「退去後共同生活援助サービス費」につきまして、本年3月26日に実施しました報酬改定説明会時点で、支給決定の必要性の有無が不明のため確認するとしていましたが、いずれも申請や支給決定は必要ありません。
- ・留意事項通知や関連通知、また、個別支援計画に基づいた適切な支援及び請求をお願いします。

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

3. 退居後の支援





4 令和6年7月地域生活支援事業報酬改定について

移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センターⅢ型及び訪問入浴の報酬単価について、障がい福祉サービス等報酬改定の改定率(処遇改善を含め1.5%を上回る水準)を基本に改定

○ 移動支援事業の単価について、以下のとおり改定

【移動支援基本型】

基本日中	0.5H	815円	⇒	830円	(以降の金額は別紙参照)
基本夜間早朝	0.5H	1,020円	⇒	1,040円	(以降の金額は別紙参照)
開始時加算(身体介護なし)	0.5H	120円	⇒	300円	(夜間の金額は別紙参照)
開始時加算(身体介護あり)	0.5H	1,500円	⇒	1,520円	(以降・夜間の金額は別紙参照)

【移動支援グループ型】

グループ日中	0.5H	655円	⇒	665円	(以降の金額は別紙参照)
グループ夜間早朝	0.5H	815円	⇒	830円	(以降の金額は別紙参照)



4 令和6年7月地域生活支援事業報酬改定について

○ 日中一時支援事業の単価について、以下のとおり改定

4時間以下	3,000円 ⇒ 3,050円
4時間を越えて8時間以下	4,080円 ⇒ 4,140円
8時間を越える	6,120円 ⇒ 6,210円

○ 地域活動支援センターⅢ型の単価について、以下のとおり改定

利用定員9人以下	(一) 一日の利用者数7人以下	6,140円 ⇒ 6,235円
	(二) 一日の利用者数8人	5,455円 ⇒ 5,540円
	(三) 一日の利用者数9人以上	4,935円 ⇒ 5,010円
	(四) 一日の利用者数が定員を超える場合	3,460円 ⇒ 3,510円
利用定員10人以上	(一) 一日の利用者数7人以下	4,620円 ⇒ 4,690円
	(二) 一日の利用者数8人	4,120円 ⇒ 4,180円
	(三) 一日の利用者数9人	3,720円 ⇒ 3,775円
	(四) 一日の利用者数10人以上	3,405円 ⇒ 3,456円
	(五) 一日の利用者数が定員を超える場合	2,385円 ⇒ 2,420円

○ 訪問入浴の単価について、以下のとおり改訂

報酬単価 14,000円 ⇒ 14,210円